独立行政法人水資源機構 分任契約職 木曽川上流ダム総合管理所長 犬 童 眞 二 (公印省略)

見積依頼書

1 件 名 浄化槽保守点検業務

。 屋 在 JB JE 岐阜県恵那市東野字花無山2201-79

2 履 行 場 所 独立行政法人水資源機構 阿木川ダム管理所 外

3 履 行 期 間 契約締結の翌日から令和8年3月31日まで

4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行ますので競争契約入札心得等を熟読のうえ提出して下さい。

記

1 現 場 説 明 実施しません。

3 見 積 書 等

1)様式等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法 人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りま

人の場合は、法人名及いその代表者名)を記載し、代表者の印草を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略する

ことができます。

2)提出方法 FAXによる(※FAX番号は、4) に記載された番号)。なお、FAXに拠りがたい場合は、 持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る)による。

3)見積書 令和7年4月14日 (月) 12:00 まで

からの登録通知がされていること。

提出期限

4)提 出 先 独立行政法人水資源機構 木曽川上流ダム総合管理所

TEL 0573-25-5295 FAX 0573-25-9221

5)担 当 者 契約担当 中原

6)質問書 令和7年4月7日 (月) 12:00 まで

提出期限 ※質問の回答については、令和7年4月9日(水)までにHPに掲載します。

7) 見積回数 2回を限度とする。

なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和7年4月14日 16:00 までとします。

年4月14日 10:00 まじとしより。

8)その他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、 見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

> ②見積書を提出した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。 また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。

4 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日 (翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。

5 そ の 他

- 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
- 2)請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
- 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。

くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。

仕 様 書

件名 净化槽保守点検業務

第1節適 用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構阿木川ダム管理所が発注する「浄化槽保守点 検業務(以下「業務」という。)」に適用する。

第2節概 要

本業務は、次条に定める履行場所に存する浄化槽の機能を正常に維持し、円滑な運用 を図るための保守点検業務を行うものである。

第3節 履行場所

業務を履行する場所は次のとおりとする。

岐阜県恵那市東野字花無山2201-79 独立行政法人水資源機構阿木川ダム管理所 外

なお、上記のほか以下に示すとおりである。

岐阜県恵那市東野字花無山2201-57

独立行政法人水資源機構阿木川ダム管理所防災資料館

第4節 履行期間

履行期間は次のとおりとする。

契約締結の翌日から令和8年3月31日まで

第5節 業務の履行施設

業務を履行する施設は、次のとおりとする。

施 設 名	処理方式	容量	備考
管理所浄化槽	合併処理方式	70人槽	沈殿分離槽を有する。
防災資料館浄化槽	合併処理方式	4 2 5 人槽	スクリーン及び流量
			調整槽を有する。

第6節 業務内容

浄化槽法第 1 0 条及び第 1 1 条に定めるところにより、次表の点検及び検査を行うものとする。

業務名	施設名	実施回数	備考
	管理所浄化槽	年 4回	
保守点検	防災資料館浄化槽	年26回	365日÷14日 ≒ 26回
			(2週間に1回の点検を想定)
水質検査	管理所浄化槽	年 1回	
COD	防災資料館浄化槽	年 1回	
水質検査	防災資料館浄化槽	年12回	
T-P·T-N			
消耗品類	防災資料館浄化槽	年12回	消毒剤(イソシアヌル酸系)
		年 1回	油脂類(グリス・オイル等)

第7節 履行日時

履行日時については、受注者が発注者と事前に打ち合わせ、定めるものとする。

第8節 疑義に対する協議等

この仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者間と が協議して定める。

以上

独立行政法人水資源機構 分任契約職 木曽川上流ダム総合管理所長 犬童 眞二 殿

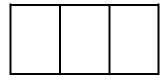
住 所会 社 名代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和7年4月1日に交付された 浄化槽保守点検業務 の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉			
担当部署名:			
担 当 者:			
電話番号:			
FAX番号:			

◆くじ用数値



「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定する ためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

- 1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。
- 2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例) くじ用数値1 2 3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

<u>* 四 畑 俗 有 ル</u>	2百00% in			_			
見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値] ,		7	
〇〇工務店	¥500,000-	0	123 —	├	123+4=127		
ロロエ業	¥600,000-	_	999] ^L			_
△△組	¥500,000-	1	4 –	Ľ	127÷2者	=63 余り 1	\mathbf{x}
		·余	り「1」とくじ用順位 ムム組 が契約				

例) ・同価格者が3者の場合

